

大規模な土地取引は届出が必要です

一定面積以上の土地取引を行う場合には、面積などに応じて契約前または契約後に届出をしなければなりません。

契約前に必要な届出

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づくもので、公有地の先行取得を目的とした届出です。

▼対象Ⅱ市街化区域内に属する5000㎡以上の土地の取引 ▼届出する人Ⅱ土地を譲り渡そうとする人 ▼届出時期Ⅱ土地売買契約を行う前（一定期間契約行為が制限されます）

契約後に必要な届出

「国土利用計画法」に基づくもので、地価の高騰などを抑え、土地の適正かつ合理的な利用の促進を目的とした届出です。

▼対象Ⅱ市街化区域に属する2000㎡以上の土地または市街化調整区域に属する5000㎡以上の土地の取引 ▼届出する人Ⅱ土地を譲り受けた人 ▼届出時期Ⅱ土地売買契約後2週間以内
※どちらの届出も、まとまった一体的な土地が対象になります。詳しく

はお問い合わせください。

大規模な開発行為は事前協議が必要です

田原市では、土地の秩序ある利用と保全を図ることを目的として、「田原市土地開発行為に関する指導要綱」を定めています。市内で開発行為を行う場合は、あらかじめ、市との協議が必要になります。



開発行為とは

住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地などの造成、土石の採取、鉱物の採掘、水面の埋立てまたは干拓、浚渫、廃棄物の埋立て、そのほか土地の区画形質の変更を指します。

面積要件は

対象となるのは、開発区域の面積が3000㎡以上1万㎡未満の開発行為です。

1万㎡以上の場合は、「愛知県土地開発行為に関する指導要綱」の対象となります。

※詳しくはお問い合わせください。

街づくり推進課

☎23局3535 FAX22局3811

市役所時間外窓口を開設しています

便利な土曜日の時間外窓口をご利用ください。

また、電話予約による証明書の時間外交付は下記をご覧ください。

●お問い合わせ●

- ▶ 市民課 ☎ 23局 3511
- ▶ 税務課 ☎ 23局 3509
- ▶ 渥美支所市民生活課 ☎ 33局 1112



◆時間外窓口 市民課(南庁舎1階)

開設日時	毎週土曜日(年末年始を除く) 午前8時30分～午後0時30分
取扱業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種証明書の交付 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸(除)籍謄抄本 ● 印鑑登録 ● 戸籍届出受領

●電話予約による証明書の時間外交付について

事前(できるだけ当日または前日)に下記時間帯に電話で予約することにより、平日の時間外や土・日曜日、祝日に、各種証明書を受け取ることができます。ぜひご利用ください。

交付できる証明書など

- ▶ 市民課=住民票の写し、印鑑登録証明書(予約時に登録証の番号をお聞きます)
- ▶ 税務課=納税証明書、所得証明書、課税証明書、評価証明書、公課証明書、所有証明書、家屋課税証明書、無資産証明書、名寄帳
- ▶ 渥美支所市民生活課=住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書、所得証明書、課税証明書、評価証明書、公課証明書、所有証明書、無資産証明書、名寄帳

電話予約・受け取りができる方

- ▶ 住民票の写し=本人または同一世帯の方
- ▶ 印鑑登録証明書=本人またはその代理人
- ▶ 税務関係証明書=本人または同一世帯の親族の方

電話による予約の受付時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※祝日・年末年始を除く

交付場所

市役所宿直室(北庁舎1階)、渥美文化会館事務室

交付時間

年末年始を除く、以下の時間で交付します。

- 月～金曜日 午後5時30分～7時
- 土・日曜日、祝日 午前8時30分～午後5時
- ※渥美文化会館事務室は土・日曜日、祝日のみ

交付のときに必要なもの

- 受取人本人であることが確認できるもの(運転免許証、パスポート、住基カード[写真付き]など)
- 印鑑登録証明書の場合は、印鑑登録証
- 手数料